

令和元年松前町規則第3号

松前町町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年7月9日

松前町長 岡本 靖

松前町町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

松前町町営住宅管理条例施行規則（平成25年松前町規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（優先入居の要件）</u></p> <p>第6条 条例第8条第4項に規定する町長が定める要件は、次の<u>いずれか</u>とする。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父で、現に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第3項に定める児童を扶養している者<u>であること</u>。</p> <p>(2) 60歳以上の者又は心身障がい者（条例第5条第2項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）及びそれらの親族で次の<u>いずれかに該当するもののみからなる世帯に属する者であること</u>。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（同居の承認等）</p> <p>第9条 条例第11条第1項の規定による同居の承認（以下「同居の承認」という。）を<u>得ようとする</u>入居者は、松前町町営住宅同居</p>	<p><u>（入居者の選考）</u></p> <p>第6条 条例第8条第4項に規定する町長が定める要件は、次の<u>各号のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父で、現に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第3項に定める児童を扶養している者_____</p> <p>(2) 60歳以上の者又は心身障がい者（条例第5条第2項第2号規定するものを言う。_____）及びそれらの親族で次の<u>いずれかに該当するもののみからなる世帯</u>_____</p> <p>_____</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（同居の承認等）</p> <p>第9条 条例第11条第1項の規定による同居の承認を受けよう_____とする入居者は、松前町町営住宅同居</p>

承認申請書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、新たに同居しようとする者が次のいずれにも該当する者でなければ、同居の承認をしない。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 入居者若しくは同居者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。イにおいて同じ。）又は入居者若しくは同居者と養子縁組をした者

イ 入居者又は入居者の配偶者の3親等内の親族で、かつ、60歳以上の者又は心身障がい者であって、入居者と同居しなければ生活の維持が困難であると認められるもの

(2) 前条第5項第1号及び第2号に該当しない者

(3) その者が新たに同居しても収入（条例第2条第4号に規定する収入をいう。以下同じ。）が条例第5条第1項第3号に規定する収入の額を超えない者（第1号アに掲げる者を除く。）

3 前項の規定にかかわらず、町長は、同居しようとする者が同項各号のいずれにも該当する者でない場合であっても、その者が入居者又は同居者の介護その他特別な事情により入居者と同居する必要があると認める場合は、期限及び条件を付して同居の承認をすることがある。

4 町長は、第1項の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、同居が適当であると認めたときは、松前町町営住宅同居承認書（様式第15号）を申請者に交付するものとし、不適当であると認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

承認申請書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、新たに同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、前条第5項第1号及び第2号に該当しない者である場合は、同居の承認を行うことができる。ただし、その者を加えた世帯の収入が、条例第5条第1項第3号の規定によるそれぞれの収入の額を超える場合は、この限りでない。

(1) 入居者若しくは同居者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号において同じ。）又は入居者若しくは同居者と養子縁組をした者

(2) 入居者又は入居者の配偶者の3親等内の親族で高齢者又は身体障がい者に該当し、かつ、入居者と同居しなければ生活の維持が困難であると認められる者

3 前項の規定にかかわらず、町長は、同居しようとする者が_____入居者又は同居者の介護その他特別な事情により入居者と同居する必要があると認める場合は、期限及び条件を付して同居の承認をすることができる。

4 町長は、第1項及び前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同居が適当であると認めたときは、松前町町営住宅同居承認書（様式第15号）を申請者に交付するものとし、不適当であると認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

5 省略

(入居の承継)

第10条 条例第12条の規定による承継の承認(以下「承継の承認」という。)を得ようとする者は、入居者が死亡し、又は退去した日から30日以内に松前町町営住宅入居承継承認申請書(様式第17号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、承継の承認を得ようとする者が次のいずれにも該当する者でなければ、承継の承認をしない。

(1) 条例第5条第1項(第2号及び第3号を除く。)の _____ 条件を具備していること。

(2) 収入が条例第28条第2項に規定する金額を超えないこと。

(3) 入居者が条例第41条第1項各号に該当していなかった _____ こと。

(4) 省略

(5) 省略

3 町長は、第1項の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、入居の承継が適当であると認めるときは、松前町町営住宅入居承継承認書(様式第18号)を申請者に交付するものとし、不適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 _____ 承継の承認を得た者は、承認の日から10日以内に松前町町営住宅入居請書を町長に提出しなければなら

5 省略

(入居の承継)

第10条 条例第12条の規定による承継の承認を受けよう _____ とする者は、入居者が死亡又は _____ 退去した日から30日以内に松前町町営住宅入居承継承認申請書(様式第17号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、承継の承認を受けようとする者が次に掲げる要件を満たすものであるか審査し、入居の承継が適当であると認めるときは、松前町町営住宅入居承継承認書(様式第18号)を申請者に交付し、不適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(1) 条例第5条第1項及び第2項 _____ の規定による条件を具備していること。

(2) _____ 条例第41条第1項各号に該当するもの又は該当する世帯に属するものでないこと。

(3) 省略

(4) 省略

3 前項の規定により入居の承継の承認を得た者は、承認の日から10日以内に松前町町営住宅入居請書を町長に提出しなければなら

ない。

(改良住宅の管理)

第21条 省略

2 前項の_____場合においては、第2章の規定中「町営住宅」とあるのは、「改良住宅」と読み替えるほか、第4条____中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第42条において準用する条例第7条第1項」と、第5条中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第42条において準用する条例第7条第2項」と、第9条第2項第3号中「条例第5条第1項第3号」とあるのは「条例第43条第2項において準用する条例第5条第1項第3号」と、第17条第1項中「条例第28条第1項」とあるのは「条例第45条第1項」と、第18条中「条例第31条第1項、第36条第1項及び第41条第1項」とあるのは「条例第42条において準用する条例第41条第1項」と読み替えるものとする。

様式第17号 (第10条関係)

松前町町営住宅入居承継承認申請書

省略

次のとおり町営住宅の入居の承継をしたいので、松前町町営住宅管理条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

なお、現名義人において家賃の滞納があった場合は、申請者が引き継ぎ____、一括にて指定された年月日までに支払います。

省略

省略

ない。

(改良住宅の管理)

第21条 省略

2 前項の規定により第2章の規定を準用する場合には、これらの規定中「町営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、同章第4条中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第7条第1項 (第42条の規定により準用される場合を含む。)」と、第5条中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第7条第2項 (第42条の規定により準用される場合を含む。)」と、第17条_____中「条例第28条第1項」とあるのは「条例第28条第1項及び第45条」と、第18条中「条例第31条第1項、第36条第1項及び第41条第1項」とあるのは「_____条例第41条第1項」と読み替えるものとする。

様式第17号 (第10条関係)

松前町町営住宅入居承継承認申請書

省略

次のとおり町営住宅の入居の承継をしたいので、松前町町営住宅管理条例第12条及び同施行規則第9条第1項の規定により申請します。

なお、現名義人において家賃の債務があったときは、申請者が債務を引き受け、一括にて指定された年月日までに支払います。

省略

省略

様式第18号（第10条関係）

松前町町営住宅入居承継承認書

省略

年 月 日付けで申請のありました松前町町営住宅入居承継について、次のとおり承認します。

つきましては、年 月 日までに松前町町営住宅管理条例施行規則第10条第3項の規定により、松前町町営住宅入居請書を提出してください。

省略

（注）承継する前の名義人において、家賃の滞納があった場合は一括にて支払い、担当職員に領収の確認を受けること。

様式第18号（第10条関係）

松前町町営住宅入居承継承認書

省略

年 月 日付けで申請のありました松前町町営住宅入居承継について、次のとおり承認します。

つきましては、年 月 日までに松前町町営住宅管理条例施行規則第9条第3項の規定により、松前町町営住宅入居請書を提出してください。

省略

（注）承継する前の名義人において、家賃等の債務がある場合は一括にて支払い、担当職員に領収の確認を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。